

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
(大学院予約)

提出用

(西暦) 年 月 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

Form with fields for school name, course, research field, student ID, name (kana/hanzi), residence, birth date, phone number, gender, and nationality/residence status.

同意条項 (Personal Information Consent Terms) section containing numbered paragraphs and a table of registration periods for various personal information.

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

確認書兼個人情報取扱いに関する同意書は本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

入学予定校学校番号

【用紙③】 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書（大学院予約）

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金... (2) 第二種奨学金... (3) 返還方式の変更...

【保証】

- (4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うこと... (5) 返還方式の変更...

【返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証... (6) 個人保証... (7) 連帯保証人... (8) 返還誓約書...

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間... (9) 第一種奨学金の長期履修課程に在学する者の貸与...

【申込資格】

- (10) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者... (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）...

【振込み】

- (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）... (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付されます...

【月額の変更】

- (13) 貸与月額、機構が定める手続により変更することができます... (14) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率...

【利率の算定方法】

- (14) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率... (15) 第二種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率...

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...

【貸与中の手続等】

- (17) 奨学金は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し... (18) 奨学金は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません...

【返還の方法】

- (19) 連帯保証人又は相続人は、奨学金が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません... (20) 奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します...

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます... (2) 機関保証を選択した場合、督促されてもなおお滞りしている...

【その他手続等】

- (12) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします... (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

- (21) 個人番号と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...

【その他手続等】

- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません... (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じたときは...

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...

【その他手続等】

- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願出により返還の期限を猶予することがあります... (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません...

【その他手続等】

- (18) 本人が死亡したとき、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります... (19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります...

【その他手続等】

- (20) 本人が罰金の返還を滞りしたときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります... (21) 個人番号と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...

【その他手続等】

- (12) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします... (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき...

【その他手続等】

- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません... (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じたときは...

【その他手続等】

- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願出により返還の期限を猶予することがあります... (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません...

【その他手続等】

- (18) 本人が死亡したとき、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります... (19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります...

【その他手続等】

- (20) 本人が罰金の返還を滞りしたときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります... (21) 個人番号と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」...